

住みよい木津川市・相楽郡をみなさまとともに!

京都府議会議員 心でやす 祥一 府政報告



筆でやす 通信

第8号 (2026年春号)

ごあいさつ

春のうらかな日差しのもと、あちらこちらで新生活の息吹が感じられ、こちらまで身が引き締まる思いがいたします。

今春、ご入学・ご卒業など、新たな門出を迎えられました皆さまにおかれましては、心からお慶び申し上げます。

さて、今号では令和7年度に私が所属した委員会での質問のまとめを中心にお伝えします。

右の「所属委員会」にもありますように、常任委員会では総務・警察について審査を、特別委員会では子育て環境の充実について研究をしてみました。常任委員会では、地元である京都府南部の諸課題を中心に質問し、問題提起や要望を行いました。この紙面では主な質問をとりあげましたが、すべての課題がすぐに解決に向かうものではないかもしれませんが、今後も引き続き注力してまいります。

いよいよ議員任期4年の最終年度となりました。1期目の総仕上げとして、地元木津川市・相楽郡の行政課題や、京都府の行政運営の更なる効率化・適正化に向け順次提案を行っていき、諸課題解決に向け邁進してまいりますので、今後とも何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

京都府議会議員 筆保 祥一

心でやす 祥一 プロフィール

民間企業、
国・地方行政の主要部署を歴任。
国土計画、防災・減災対策をはじめ、福祉行政全般・医療・環境・交通行政、財務関係に精通。



- 1972年 岡山県津山市生まれ。岡山県立津山東高等学校、日本大学理工学部交通土木工学科卒業。
- 1995年 大手ゼネコンに入社。阪神・淡路大震災復興事業に従事する。
- 1999年 建設省・国土交通省にて河川砂防技術者として、主に琵琶湖・淀川水系の河川整備計画、土石流対策技術指針作成ならびにダム計画に従事する。
- 2004年 神戸市役所に行政職として入庁。保健福祉・環境・交通行政の財務関係に従事。
- 2015年 衆議院議員公設第一秘書として、京都府第6選挙区にて従事。
- 2023年 京都府議会議員選挙に木津川市・相楽郡選挙区より立候補し、初当選。任期1年目は政策環境建設常任委員会、文化力と価値創造に関する特別委員会、予算特別委員会に所属。
- 2024年 任期2年目は危機管理・健康福祉常任委員会、魅力ある地域づくりに関する特別委員会、決算特別委員会、議会運営委員会に所属。

所属会派

国民民主党・日本維新の会
京都府議会議員団

府議会の議員定数は60名、当会派は11名となり、第2会派となっています。

所属委員会 (任期は1年)

○総務・警察常任委員会

府の財政運営、府有資産の利活用、市町村振興、地域安全対策、交通安全対策などについて審査・調査します。

○子育て環境の充実に関する特別委員会

出会い・結婚・妊娠・出産、保育・教育および就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策およびいじめ対策を含む）について調査・研究します。

【※本委員会において副委員長を拝命いたしました。】

○議会運営委員会

○議会改革検討小委員会

精華町
相楽中部消防組合
(木津川市・笠置町・和束町・南山城村)



地域の防災拠点が新たに整備されました!

2月には精華町防災保健センター「みらっぷ」が、3月には相楽中部消防組合本部・相楽中部消防署が竣工しました。「みらっぷ」は、平常時は町民の皆さんの健康保持・増進を図る施設として、災害時には災害医療に関する本部機能を担う施設として整備されました。また、相楽中部消防組合本部は木津川市・笠置町・和束町・南山城村の消防・防災を担う拠点として、地域の皆さんの訓練や体験もできる最新の訓練設備も整備がなされています。

どちらの施設も災害時の拠点となること、また、平常時にも地域の住民の皆さんにとって安全・安心を享受できる施設であるとのこと。本当に頼もしい限りです。

相楽中部消防組合本部
相楽中部消防署
(木津川市城山台9丁目1-2)



精華町防災保健センター
「みらっぷ」
(精華町南福八妻北尻70)

「誰の為の政治なのか」を常に心の根底に据え、

今までの経験から培われたノウハウと持ち前の行動力をフル稼働させ、議員活動に邁進してまいります!!

府内市町村の経常収支比率について

府内市町村の令和6年度決算の概要が発表されたことにもない、12月委員会にて質問しました。

項目1～4について

私の質問動画は
1:22:19から
1:46:54までです。



筆の質問内容

先般、発表された府内市町村の決算概要の府内25市町村の経常収支比率(※)を見てみると(図1)、府内平均は前年比1.7%増えて94.2%となっている。数値が100%に近づくにつれ、**市町村は身動きが取れなくなり、自由な予算執行が出来なくなる**状況になる。このなかで特筆すべきは100%を超えているのが、笠置町と八幡市。また、城陽市・精華町・南丹市・宮津市も100%に迫っている状況である。府内の基礎自治体がこのような状況になっているのは何に原因があるのか、把握はされているか。

※「経常収支比率」とは？

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。

京都府の回答内容

物価高騰や人事院勧告による職員の人件費増加が経常支出が多くなった大きな要因。また、笠置町については財政規模が小さいため、影響を受けやすいと考える。八幡市については、職員に占める会計年度任用職員の割合が高いが、その人件費の増加によるものが大きいものと理解している。

JR木津駅東側の交番設置について

地元からの強い要望であるJR木津駅東側の交番設置について、現在の状況を質問しました。

筆の質問内容

JR木津駅の東側エリアにおいて、**地元から交番設置を要望されている**。地元行政区の木津川市からも要望が上がっていると思う。

ここ数年、改造した原付バイクで、同駅前をサーキットのように走っている若者が集まっている。木津署がパトカーなどで出動しているようだが、**線路を渡る道路が駅敷地内にはないため、バイクが自由通路を走行して逃げたりすることで、通路の歩行者が危険な状況になっている**。また、駅西側には病院もあり、入院患者も騒音に悩まされている状況がある。よって警察官が常駐する交番を設置するほうが抑止効果があるのではと考えている。

交番の設置基準は、人口・世帯数・治安の状況などを見て決定されていると聞いているが、令和6年に一部改正されたとのこと。職員不足等で交番統合の動きがあると思うが、この地区は駅敷地を東西に横断する自動車道路がない。また、一番近い交番は州見台にある木津南交番となり、距離的にも出動に時間がかかる。駅東側の城山台エリアに交番設置の検討はされているのか。

先日も警察が追跡していて若者がケガをしたという状況があったと聞いている。追跡することに問題があった訳ではないが、できればそのような事故もなく事態を解決していただきたい。

現在、ひとつの補完措置として、最寄りの木津署が担当しているとのことであるが、状況に応じて交番設置についても引き続き検討していただくことを要望しておく。

総務・警察常任委員会での
主な質疑内容のまとめです。
質問動画は各項目の二次元コード
(京都府議会録画配信)からご覧ください。

図1 府内各市町村の経常収支比率(令和6年度決算)

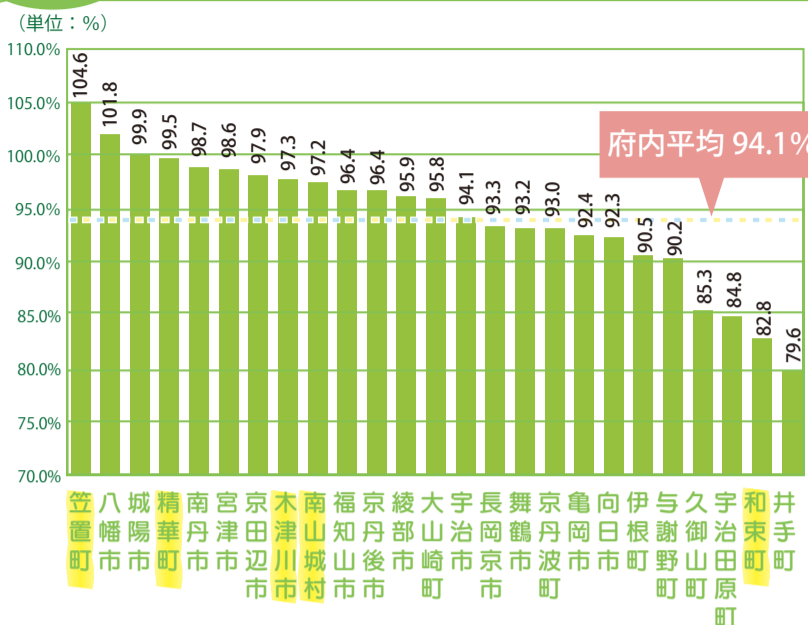


図2 木津川市・相楽郡町村の過去3年間の経常収支比率の推移

	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
木津川市	91.3%	94.2%	97.3%
笠置町	95.1%	98.7%	104.6%
和束町	84.5%	85.4%	82.8%
精華町	93.8%	97.3%	99.5%
南山城村	89.8%	90.9%	97.2%

【出典】図1・2とも京都府報道発表資料/ふでやす祥一事務所が編集

筆の視点

広域自治体として国への積極的な働きかけを!!

市町村における経常的な支出の増加はすなわち、**地域力の衰退を招く**こととなります。このような傾向は全国的なものであり、義務的経費の増加や地方自治法改正による会計年度任用職員の処遇改善等で、特に基礎自治体の財政が圧迫されるのは国は容易に予想できたことと思われます。これからも継続し、**府として府内市町村の現状把握を丁寧に行い、国への積極的な予算要望を強く求めます**。

京都府の回答内容

JR木津駅周辺を含めた交番の新規設置は木津川市からも要望されているが、当エリアの担当は平成22年設置の木津南交番となっている。城山台地域については大型商業施設などが出来たが、現在、犯罪件数は増えていないことから、今のところ、交番設置は考えていない。

木津駅周辺の事象については、木津署が担当し、解決に導いていきたい。

筆の視点

府警の職員数は…適切?

この交番設置と次頁の項目3・4番に通ずる課題として、京都府警の職員数が現在足りているのか?という問題があります。

実際のところ、全国的にも労働生産人口が減ってきている事に加え、公務員離れも追い打ちをかけ、府警の職員数としては、**本来あるべき定員数より100人ほど少ない状況**となっております。

府警はこの職員充足率を100%に近づける為に、採用活動や試験制度の見直し等も含め、今できる可能な限りの取り組みは行っておりますが、社会情勢的にも直ぐに効果が期待できない、非常に難しい問題となっております。

解決策が直ぐに出るような事柄ではありませんが、今後は、例えば他府県警察で実施しているような社会人採用制度等も含め、聖域なく、検討を行っていく時期に来ているのではないのでしょうか。

非常に難しい問題ではありますが…。

3 新名神高速全線開通・城陽アウトレット開業後の地元警察署の体制強化について

筆の質問内容

2024年2月の予算特別委員会でも質問させていただいたが、城陽に新名神高速道路が延伸された後に、城陽市青谷にアウトレットが来ると聞いている。地元活性化になることを期待するが、逆の面でも地元は心配している。

全国の高速道路のインター近くにあるアウトレットを見ると、2000年に開設された御殿場は刑法犯が前年比で17.62%増加、交通犯罪も20.4%増えている。同じく2007年に開設された神戸三田も刑法犯16.85%増、交通犯罪32.4%増で開設された直後に一気に増えている状況である。

城陽署が新しく整備されたが、前回質問の際には、当時の回答は情勢に応じてやっていきたいとされていた。現在、新名神の延伸が令和10年度と遅くなつてはきているが、現状はどのような体制にしていこうとされているか。

京都府の回答内容

人口動態を含めて柔軟に組織体制を見直しているところである。新名神延伸に伴い、城陽署・田辺署なども適切な人員配置をしていきたい。現状は高速道路・アウトレットとも開業していないので職員は増えていない状況である。

筆の視点

項目2でも記載させて頂いておりますが、そもそも、府警の職員数は不足している状況です。

また、採用においても、令和6年度では、採用試験合格者346人に対し、その後の辞退が161人。受験される方自体が、複数の道府県警察を受験している現状があるにしても、約半数近い人数が、合格後に辞退される状況は、非常に勿体ない。また、このように職員が不足している状況下で、体制強化を図らなくてはならない案件も出てきます。

非常に難しい問題ではありますが、職員数の充足率向上は喫緊の課題であり、今後も注視してまいります。

5 言語・聴覚障害者の110番通報について

筆の質問内容

言語や聴覚に障害のある方の110番通報についてどのような形で対応しているのか。通報の件数はどのようにになっているのか。110番通報自体が命に関わるような非常時であると思われるが、タイムラグが少ない形で何か対応できるものというのか、他府県の状況を把握されているのであれば、教えていただきたい。誰一人も取り残さないという意味では府民全員が安心・安全を享受していただかないとならない。また通報方法の周知について、どのようにされているのか。

京都府の回答内容

府では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいて、障害者の権利、利益を侵害することとならないよう当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を実施している。その上で聴覚や言語に障害がある方のために、平成2年からまずはFAXにより通報を受理する「FAX110番」を、そして平成14年からはチャット形式でのやりとりにより通報を受理する「メール110番」を運用しており、障害者の方に同システムについて周知を図っている。

さらには、位置情報や、これらの手段により得た内容に基づいて、まずは早期に通報者の所在地を特定し、交番から警察官を派遣することを徹底している。

FAX110番の件数については、令和6年中は64件、メール110番は33件となっている。

FAX110番・メール110番・110番アプリ
(聴覚言語障害者用110番)

については、京都府警ホームページ(→)をご覧ください!!



4 警察におけるライフル銃配備について(クマ対策)

筆の質問内容

昨年11月28日にクマによる人身被害への緊急対策として、警察庁がライフル銃と弾丸を整備するという発表があった。整備されるのは13道府県、京都府はその中に入っていない。今年度、人的被害は府内北部で2件あった。雪が降ってもクマが出てくる状況がある。クマは冬に1~2頭子どもを生むと言われている。出没が増え、事故が増えてきたら、京都府もライフルの整備となる場合もあるかもしれない。府南部でも目撃情報は多くなっている。

猟友会の会員が減っており、担い手が少なくなっている状況で、緊急銃猟を実施しても近くに民家があり、弾が貫通してどこに跳ね返るか分からない場合、ハンターが撃てないこともあると聞いている。警察の職務もライフル導入で増えてくる可能性もある。そのあたりの対策についてはどのように考えているのか?

京都府の回答内容

緊急銃猟の際、警察が警戒活動、避難活動に対応していくのが基本的なスタンスである。岩手や秋田では実際に駆除にあっている。

今後もクマが人の生活圏に侵入して、また脅かされる状況もあり得る。府警察では現在はまだ準備をしている状況である。

6 特殊詐欺被害防止について

項目5・6について



私の質問動画は
37:40から
52:40まで
です。

筆の質問内容

先日の報道番組で、認知症高齢者の特殊詐欺被害について特集していた。その中には、認知症の方が詐欺に遭ったとしても、被害に遭ったという理解ができていなかったり、また詐欺に遭ったことが自分で納得いかず、恥ずかしいから誰にも言えなかったというような事例もあるようである。そのようなことから、潜在的に今表に出ていない部分もあり、かなりの人が被害に遭っているのではと危惧している。その特集では認知症の方の被害者数などは出ていなかったが、府警として認知症の方はどれぐらいの割合で被害に遭われているのか、数字的なものはつかんでいるのか。

京都府の回答内容

質問のあった数字的なものや割合的なものは取っていないというのが現状。対策については、認知症、高齢者だけではなく、いわゆる特殊詐欺に対する防御力が弱いと思われる方、こういった方々を警察も当然サポートするが、やはり周りの家族の、あるいはいろいろなその周りにいる関係者が、そういう被害に遭わないということを教えていくということは非常に大切であり、現在も各自治体と連携し、高齢者世帯への通話録音機器の設置や、現役世代から親世代へ国際電話利用休止の働きかけ、こういったものを依頼するなどの対策を推進しているところ。今後の社会の変化や被害実態などを踏まえた上で、家族あるいは関係機関、団体などの理解と協力を得た上で、家族からの定期連絡や注意喚起を呼びかけていきたい。また、高齢者の方を訪問する機会が多い民生委員や介護関係者に対して、最近の手口、実態というものを知らせて、さらに周知していくということも続けていきたい。社会全体で一人でも多くの方を特殊詐欺から守るということ、あらゆる手段を使って効果的に推進していきたい。



皆さんと一緒に地域のことを!



今回のテーマは...



今号から新コーナー
「筆コラム」
「筆やん歴史散歩」
をお送りします!

筆やん歴史散歩
VOL.1

皆さん、一度は聞かれたことがあると思いますが、この頃、この市街化調整区域についての相談が多いので、ここで少しお話ししたいと思います。

市街化調整区域とは、都市計画法第7条第3項に、「無秩序な市街地の拡大を防ぎ、計画的な市街化を図り、農地や自然環境を保全する」という重要な役割を担った区域の区分として、規定がなされています。この規定は、戦後の高度経済成長期においては、極めて合理的かつ有効な制度でありましたが、現在は状況も変わり、人口減少や少子高齢化の時代に突入した我が国においては、この調整区域を取り巻く環境ももちろん変化をしており、制度と現実乖離が生じてきている状況となっております。

そもそも市街化調整区域とは・・・少し乱暴な言い方も知れませんが、その区域では「ほとんど何もできない」と考えて頂けたら良いと思います。

この区域では、都市計画法上の網掛けがなされた時点での用途や建築物等しか許されないのが基本となっており、ご自宅が古くなったから建て直すと言った場合でも、従前の規模（事前登録が必要）と同等の建築物しか許されず、また当初の用途以外に新たに商売をされるとか、法人を登記する等ももちろん論外で、原則、許されることがないのが現状であります。

また生活環境においても然り。公共交通の縮小や生活上の利便施設も不足（新規で開設できない）し、高齢化している地域を中心に「住めるが暮らしにくい地域」となってきております。

従って、市街化調整区域においては、①土地の売却が難しい、②負動産化している物件が多い（空き家や空き地が増加）、③インフラの整備が不十分、④公共交通が弱い、⑤商業施設や医療機関が無い・・・等々。本来の法律の趣旨である「無秩序な開発を抑制する」べき地域が、このように、逆に「むしろ活用しないと地域の維持ができない」という逆転現象が起き始めているのが実態であります。

一概に、都市計画法上の網掛けを緩くしろとは言いませんが、そろそろ時代に即した「その街の新たな青写真」を描く時期に来ているのではないのでしょうか。一律の規制ではなく、地域特性に応じた開発許可が可能となるような都市計画決定を行うべきであります。

物流効率化法を適用（市街化調整区域においても一定の条件を満たせば）した「物流施設（流通センター）」が乱立し手遅れ（新たに絵が描けなくなる）となる前に、きちんとその自治体が、そこに住む住民の皆さんと考えた、その街の将来像（青写真）を描く。都市計画法の網掛けは「一度決まっているから変更はできない」事はありません。その時代に即し、見直しを行っていく事こそ、行政運営の面白さ醍醐味であり、「まちづくり」の根幹たるものであるのではないのでしょうか。

国の法律だから「無理」ではなく、法のとらまえ方（解釈）如何によって、行政運営は大きく飛躍することができますから。

恭仁京跡
(木津川市加茂町例幣中切29)



京都府文化財保護課の「恭仁京ホームページ」もぜひご覧ください!



昨年12月19日の文化審議会の答申により、歴史の宝庫である木津川市加茂町にある「恭仁京跡」が、国宝に位置づけられる国の「特別史跡」に指定されました! 府内では、鹿苑寺(金閣寺)庭園、慈照寺(銀閣寺)庭園、醍醐寺三宝院庭園に次ぐ4件目であり、京都市外では初の指定となります。地元の皆さん、京都府そして木津川市の教育委員会の50年に渡る発掘調査結果の評価であります。

恭仁京は3年3カ月の短命の都でしたが、国分寺建立の詔や壘田永年私財法など、その後の歴史を左右する大きな施策がなされた都として歴史的にも重要視されています。

私も四季の折々に訪れていますが、日本の原風景のなかに身を置き、日本人の積み重ねてきた歴史に思いを馳せることで、日々への活力をいただいている地でもあります。

恭仁京特別史跡昇格記念講演



秋にはコスモスが満開!



恭仁京グッズの数々



8月の恭仁京盆踊り



今造乃王都者
久邇之良之
山見所者
清見所者
宇倍所者
今造乃王都者
久邇之良之
山見所者
清見所者
宇倍所者
今造乃王都者
久邇之良之
山見所者
清見所者
宇倍所者

(現代訳: 現在造っている恭仁京は、山川が清らかでなるほどと頷けるものです)

筆やん 府政相談 地域研修会など
ミニ報告会 随時おこなっています!

事務所は2階になります。お気軽にお立ち寄りください!



木津川市役所そばに事務所を構え、府政のみならず地域のお困りごとの相談の受付、「走る! よろず相談所 筆やん号」での出張相談や、地域や自治会での研修会、少人数でのミニ府政報告会も随時開催しております。

府政といいますと、みなさまには身近なものではないように思われるかもしれませんが、福祉・道路・河川・地域交通などなど、お気軽に下記事務所にご連絡を頂戴できたらと思います。(日程調整をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。)



↑このステッカーの車をご覧になられたら、お気軽にお声がけください!



↑自治会や地域団体等の研修会などで、防災や福祉などのお話をさせていただきます。



↑よろず相談会の様子



発行 京都府議会議員 ふでやす 祥一 筆
京都府議会議員 ふでやす 祥一事務所
〒619-0214
京都府木津川市木津南垣外 118-3 井関ビル 203
☎0774-66-7733 ☎0774-66-7732
✉yoshikazu.fudeyasu@gmail.com